

原子力災害による代替家屋取得に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申告書



年 月 日

受付印

(宛先) さいたま市

区長

申告者

住 所

(所在地) _____

氏 名

(名 称) _____

Ⓜ

電話番号 _____

東日本大震災に伴う原子力災害に係る対象区域内家屋に代わるものとして取得したので、地方税法附則第56条第14項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

【納税義務者】

住 所 (所 在 地)	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ
氏 名 (名 称)	対象区域内家屋の所有者との関係 ()

【代替家屋】

所 在 地	さいたま市		
家 屋 番 号		床面積	m ²
共 有 持 分		種 類	
取得年月日	年 月 日	構 造	造
取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> その他 ()		

【対象区域内家屋】

所有者の住所 (所 在 地)	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ			
所有者の氏名 (名 称)				
所 在 地	(家屋番号 :)			
種 類		床面積	m ²	共有持分

- 1 「代替家屋」とは、東日本大震災に伴う原子力災害に係る対象区域内家屋に代わるものとして取得した家屋をいう。
- 2 「対象区域内家屋」とは、居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、居住困難区域内に所在していた家屋をいう。
- 3 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災に伴う原子力災害に係る居住困難区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）の取得に係る固定資産税・都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 居住困難区域を指定する旨の公示があった日における対象区域内家屋の所有者（当該家屋が共有物件の場合は、その持分を有する者）
- (2) (1) が個人である場合のその相続人（その者の相続人を含む）
- (3) (1) が個人である場合にその者と特例適用家屋に同居する三親等内の親族
- (4) (1) が法人である場合の合併法人又は分割継承法人（当該合併法人又は分割承継法人が合併又は分割した場合の法人を含む）

2 対象区域内家屋要件

居住困難区域を指定する旨の公示が行われた日において、当該居住困難区域内に所在した家屋であること。

※ 居住困難区域を指定する旨の公示が行われた日以降に対象区域内家屋を取得された場合は対象になりません。

3 代替家屋要件

対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として対象区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限り。）

4 取得期間

居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3カ月を経過する日まで。ただし新築された場合は1年を経過する日まで。

5 特例の内容

対象区域内家屋の床面積相当分に係る固定資産税・都市計画税について、取得の翌年から4年度分は2分の1、その後2年度分は3分の1に相当する税額を減額します。

※ 他の減額特例（新築住宅特例等）の適用がある場合は、適用後の税額に適用されます。

◎ 添付書類

- (1) 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、対象区域内家屋を所有していたことを証明する書類（固定資産課税台帳登録事項証明書、登記事項証明書、被災家屋の図面の写し等）
- (2) 対象区域内家屋の所有者の相続人が特例の適用を受けようとする場合は、被相続人との関係が分かる戸籍謄本の写し（特例対象者が（2）に該当する場合）
- (3) 対象区域内家屋の所有者と同居する三親等内の親族が特例の適用を受けようとする場合は、住民票の写し及び三親等内の親族であることを証する戸籍謄本の写し（特例対象者が（3）に該当する場合）
- (4) 法人が特例の適用を受けようとする場合は、法人の商業登記簿謄本の写し（特例対象者が（4）に該当する場合）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて対象区域内家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。